

## 入札制度の改善について

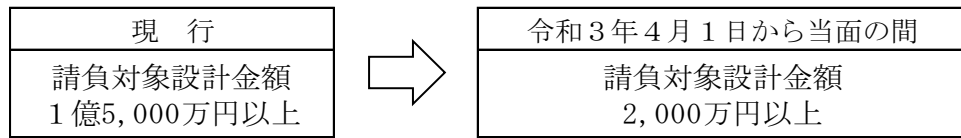
令和3年4月1日から大竹市が発注する建設工事の請負契約に関する入札制度を下記のとおり改善することといたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1 条件付一般競争入札の適用範囲の拡大

#### (1) 変更内容

従来、建設工事の発注について、請負対象設計金額1億5,000万円以上の工事を対象に条件付一般競争入札を執行していましたが、透明性、競争性、公平性をより一層高めるため、2,000万円以上の建設工事に適用範囲を拡大します。



#### (2) 留意事項

- 指名競争入札とは異なり、指名通知は行いません。
- 入札に参加できる資格要件につきましては、発注工事ごとに入札公告として市ホームページに掲載します。(原則木曜日に告示を行いますので、市ホームページからご確認ください。)

### 2 事後審査型一般競争入札の導入

#### (1) 概要

入札参加者の負担軽減と入札事務の効率化を図るため、事後審査型一般競争入札を導入します。

従来、建設工事の発注について条件付一般競争入札を執行する場合、開札前に入札参加者全員に対して入札参加資格の審査を行う「事前審査型」を採用していましたが、「事後審査型」では、開札後に落札候補者のみを対象に入札参加資格の審査を行います。

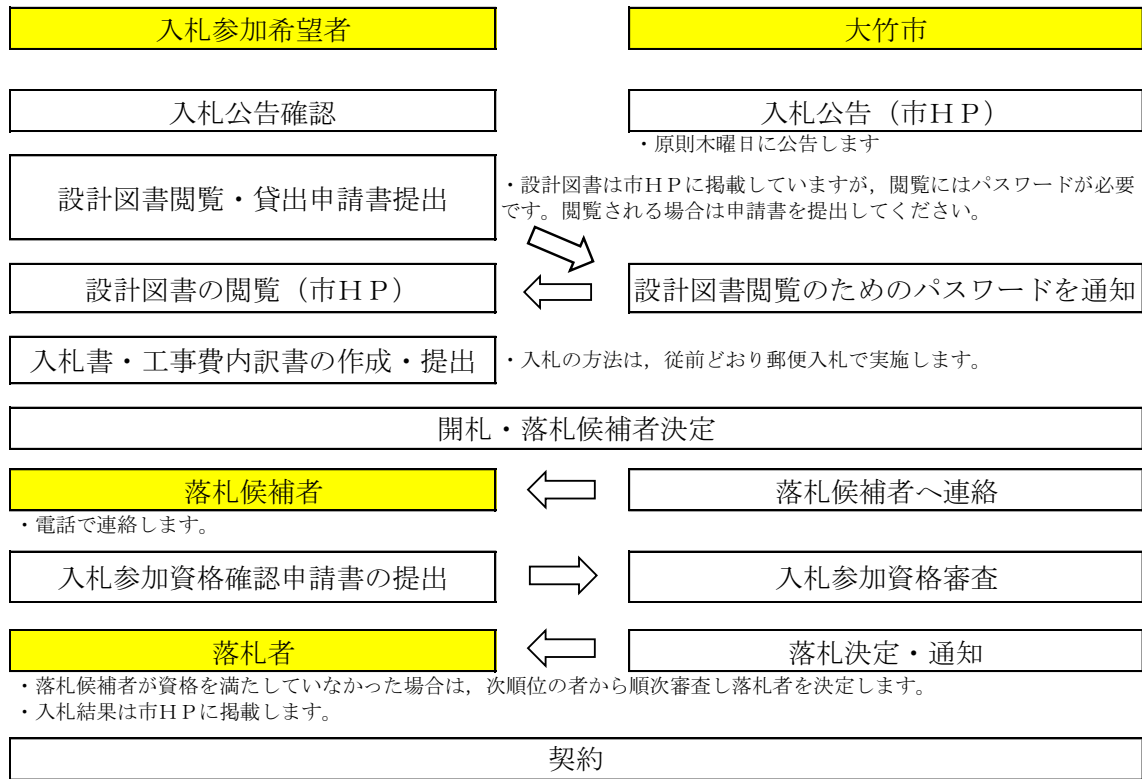
#### (2) 適用時期

令和3年4月1日以降に公告を行う一般競争入札から適用します。

#### (3) 対象

請負対象設計金額が2,000万円以上1億5,000万円未満の工事

(4) 公告後の流れ



3 現行制度との比較

○令和3年3月31日まで

設計金額	入札方法
1億5,000万円以上	一般競争入札 (事前審査型)
2,000万円以上 1億5,000万円未満	指名競争入札
130万円超 2,000万円未満	

○令和3年4月1日から当面の間

設計金額	入札方法
1億5,000万円以上	一般競争入札 (事前審査型)
2,000万円以上 1億5,000万円未満	一般競争入札 (事後審査型)
130万円超 2,000万円未満	指名競争入札 (広く業者を募 る必要があるもの)

130万円超2,000万円未満の工事の入札方法は、従前と変更ありません。

以上

問い合わせ  
 〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号  
 大竹市役所 建設部監理課庶務係  
 TEL0827-59-2160 (直通)